

# 税金

## 30年度固定資産税の縦覧と閲覧

**縦覧制度**  
土地の納税者は土地価格等縦覧帳簿、家屋の納税者は家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

**縦覧期間**  
4月2日(月)～5月31日(木)

**閲覧制度**  
固定資産税の納税義務者や借地・借家人などは、関係する固定資産の固定資産課税台帳を閲覧できます。

**縦覧・閲覧場所** 課税課  
縦覧・閲覧申請に必要な物  
本人確認書類(固定資産税納税通知書や運転免許証など)  
※納税通知書は5月上旬発送予定

**30年度は固定資産税評価替え年度**  
30年度は土地と家屋の評価額を3年に1度見直す評価替え年度です。

**縦覧・閲覧申請**  
※代理人は納税義務者(会社など)の場合(代表者)の委任状が必要  
※借地・借家人などはその資産との関係を示す書類(賃貸借契約書や領収書など)が必要  
※借地・借家人の場合、縦覧期間中であっても対象物件1件につき手数料300円が必要  
※路線価も公開

**30年度は固定資産税評価替え年度**  
30年度は土地と家屋の評価額を3年に1度見直す評価替え年度です。

**縦覧・閲覧申請**  
※代理人は納税義務者(会社など)の場合(代表者)の委任状が必要  
※借地・借家人などはその資産との関係を示す書類(賃貸借契約書や領収書など)が必要  
※借地・借家人の場合、縦覧期間中であっても対象物件1件につき手数料300円が必要  
※路線価も公開

**30年度は固定資産税評価替え年度**  
30年度は土地と家屋の評価額を3年に1度見直す評価替え年度です。

# 保険

## 国民健康保険 短期被保険者証を更新

5月1日(火)から有効の国民健康保険短期被保険者証を、4月18日(水)から保険収納課窓口で交付します。

仕事などで業務時間内に来庁できない人は、夜間交付窓口にお越しください。

**夜間交付窓口**  
4月24日(火)～27日(金) 午後5時30分～7時30分  
持ち物 印鑑、来庁者本人を認める物(運転免許証など)  
※旧短期被保険者証(保険収納課 06(6902)5939)

**国民健康保険 短期被保険者証を更新**  
5月1日(火)から有効の国民健康保険短期被保険者証を、4月18日(水)から保険収納課窓口で交付します。

**夜間交付窓口**  
4月24日(火)～27日(金) 午後5時30分～7時30分  
持ち物 印鑑、来庁者本人を認める物(運転免許証など)  
※旧短期被保険者証(保険収納課 06(6902)5939)

## 後期高齢者医療のお知らせ

**歯科健康診査**  
大阪府後期高齢者医療広域連合では、4月から、口腔機能の低下や肺炎などを予防するため歯科健康診査を実施します。4月下旬に送付する「歯科医院リスト」に記載の歯科医院で、年度中に1回、無料で受診することができます。受診の際は、事前に歯科医院へお問い合わせください。

**健康診査の受診券を送付**  
大阪府後期高齢者医療広域連合では、年度中に1回、健康診査を無料で実施しています。4月下旬に「健康診査受診券」を送付しますので、事前に指定医療機関などに連絡のうえ、受診してください。

**受診券と被保険者証を持参**  
※年度途中に75歳になる場合、歯科医院リストは誕生日の翌月に送付  
※被保険者証を持参。歯科健康診査は受診券なし  
※歯科健康診査の対象外となる人  
○病院または診療所に6カ月以上継続して入院中の入  
○特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している人  
○介護予防事業における口腔ケアなどの歯科保健事業の対象となる人

**健康診査の受診券を送付**  
大阪府後期高齢者医療広域連合では、年度中に1回、健康診査を無料で実施しています。4月下旬に「健康診査受診券」を送付しますので、事前に指定医療機関などに連絡のうえ、受診してください。

## 30・31年度の後期高齢者医療保険料率を決定

4月1日申請分から、靴型器具の療養費支給申請に必要な物を次のとおりに変更します。

**靴型器具の療養費支給申請**  
4月1日申請分から、靴型器具の療養費支給申請に必要な物を次のとおりに変更します。

**靴型器具の療養費支給申請**  
4月1日申請分から、靴型器具の療養費支給申請に必要な物を次のとおりに変更します。

**靴型器具の療養費支給申請**  
4月1日申請分から、靴型器具の療養費支給申請に必要な物を次のとおりに変更します。

**助成費** 上限2万6000円  
申請に必要な物  
領収証、検査結果通知書、被保険者証、預貯金通帳、印鑑  
問合先 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課  
06(4790)2031  
健康保険課  
06(6902)5697

**靴型器具の療養費支給申請**  
4月1日申請分から、靴型器具の療養費支給申請に必要な物を次のとおりに変更します。

**靴型器具の療養費支給申請**  
4月1日申請分から、靴型器具の療養費支給申請に必要な物を次のとおりに変更します。

**靴型器具の療養費支給申請**  
4月1日申請分から、靴型器具の療養費支給申請に必要な物を次のとおりに変更します。

**靴型器具の療養費支給申請**  
4月1日申請分から、靴型器具の療養費支給申請に必要な物を次のとおりに変更します。

**靴型器具の療養費支給申請**  
4月1日申請分から、靴型器具の療養費支給申請に必要な物を次のとおりに変更します。

**靴型器具の療養費支給申請**  
4月1日申請分から、靴型器具の療養費支給申請に必要な物を次のとおりに変更します。

**靴型器具の療養費支給申請**  
4月1日申請分から、靴型器具の療養費支給申請に必要な物を次のとおりに変更します。

**靴型器具の療養費支給申請**  
4月1日申請分から、靴型器具の療養費支給申請に必要な物を次のとおりに変更します。

**靴型器具の療養費支給申請**  
4月1日申請分から、靴型器具の療養費支給申請に必要な物を次のとおりに変更します。

## 門真市健康増進計画・食育推進計画 健康かどま21を中間評価及び計画改定

市民一人ひとりが主体的かつ継続的に健康づくりや食育の推進を行っていくための基本的な目標を設定し、その実現に向けた取り組みを推進するための計画  
計画期間 25年度～34年度  
めざすべき将来像 「あなたが主役 みんなでひろげる 健康づくりと食育の輪」を基本理念とし、すべての門真市民の健康寿命の延伸や食を通じた健全な心身と豊かな人間性の形成をめざします。  
問合先 健康増進課  
06(6904)6500

## 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画を策定

障害者総合支援法と児童福祉法に基づく障がい福祉サービスや相談支援などの施策の充実に向けて、制度改革を踏まえた目標を設定し、達成に向けた取り組みを推進するための計画  
計画期間 30年度～32年度  
計画の対象 身体・知的・精神の障がい(発達障がいを含む)などで、その障がいや社会的障壁(障がいがある人にとって障壁となる事物・制度・慣行・観念など)により、日常生活、社会生活で継続的に相当な制限を受ける状態にある人(難病に起因する場合も含む)

### 計画の基本理念

すべての障がいのある人が個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、一人ひとりに合った必要な支援の体制づくり、および障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しながら共に生きる社会づくりをめざします。

問合先 障がい福祉課  
06(6902)6054  
06(6902)6154

## 門真市第7期高齢者保健福祉計画を策定

高齢者などに関する施策全般について、基本的な政策目標を設定し、その実現に向けた取組を推進するための計画  
計画期間 30年度～32年度  
めざすべき将来像 「みんながつながる元気で活躍できるまち・門真」  
市民・地域・団体などの主体的な取組を支援するとともに、公民協働で高齢者を支えるまちづくりに取り組み、人もまちも元気なまちづくりをめざします。

問合先 高齢福祉課  
06(6902)6176

### 各計画の閲覧場所

各担当課、市情報コーナー(市役所別館1階)、南部市民センター、市立公民館、こども発達支援センター、老人福祉センター、市ホームページなど

# 人権

## 人権に関する相談

日常生活における問題や悩みごとなどに相談員が親切に対応します。各相談はすべて無料で秘密は厳守します。

**人権相談員による相談**  
5時30分  
人権女性政策課

**人権擁護委員会による相談**  
第2・第4水曜日、午後1時30分～3時30分  
1時30分～3時30分  
※祝日は除く

**市民相談室**  
市役所別館3階

**相談員 人権擁護委員(玄番允子、阪上周一郎、佐野幸雄、白土清治、土川好子、西川和**

**相談員 人権擁護委員(玄番允子、阪上周一郎、佐野幸雄、白土清治、土川好子、西川和**

# 年金

## 国民年金保険料が変更

4月から国民年金保険料の月額が1万6340円になります。

## 学生納付特例制度

所得が一定額以下の学生は、国民年金保険料の納付が猶予される制度を利用できます。

対象 20歳以上の学生  
※対象外となる学校の場合は一般での免除申請で受付  
※毎年4月に更新手続きが必要

# 下水道

## 下水道整備区域を拡大

公共下水道施設の整備により、4月からくみ取り便所の水酸化や浄化槽の廃止が可能となる地域が広がります。

**対象区域**  
大字打越、打越町、大池町、北岸和田1丁目・2丁目、大字北島、北島町、大字桑才、五月田町、四宮3丁目・4丁目、島頭2丁目、下馬伏町、

**対象区域**  
大字打越、打越町、大池町、北岸和田1丁目・2丁目、大字北島、北島町、大字桑才、五月田町、四宮3丁目・4丁目、島頭2丁目、下馬伏町、

## 下水道使用料の負担

下水道が整備されると、対象区域の人は水道使用量に応じた下水道使用料を負担することになります。

**下水道使用料は下水道施設の維持管理費として使用**  
※水洗トイレに切り替えていない場合でも、雑排水は下水道管を通り処理場で浄化処理されるため使用料を負担  
◆くみ取り便所の水酸化は3年以内

**下水道使用料は下水道施設の維持管理費として使用**  
※水洗トイレに切り替えていない場合でも、雑排水は下水道管を通り処理場で浄化処理されるため使用料を負担  
◆くみ取り便所の水酸化は3年以内